

家庭系食品ロス削減対策事業委託業務企画提案公募（プロポーザル）実施要領

1 目的

令和2年度に実施した食品ロス実態調査によると、本県の食品ロス量は、国全体(家庭系約46%、事業系54%)と比較し、家庭系食品ロスの割合が約60%と高くなっている現状を踏まえ、県民一人ひとりが家庭での食品ロス削減に取り組むことが重要である。

県がこれまでに実施した「えひめの食べ物トリセツ (TORISETSU)」等の啓発冊子や「愛顔の食べきりアイデアレシピ」等の啓発動画、モザイクアートの作成などの家庭系食品ロス削減対策事業の成果を踏まえた普及啓発を実施し、県民の食品ロス削減への更なる機運醸成を図る。

本業務を効果的かつ効率的に実施するため、企画提案方式（プロポーザル方式）により業務を委託する。

なお、委託先の選定に当たっては、経費面だけではなく、企画力や、県民等への情報発信、仕様書内容の反映度などを総合的に判断する。

2 業務の概要

- | | |
|-------------|----------------------------|
| (1) 業務名 | 家庭系食品ロス削減対策事業委託業務 |
| (2) 委託業務の内容 | 家庭系食品ロス削減対策事業委託業務仕様書のとおり |
| (3) 委託期間 | 契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで |
| (4) 委託上限額 | 1,410,200円（消費税及び地方消費税を含む。） |

3 プロポーザルの参加資格

本委託事業の実施に必要な能力を有し、次に掲げる要件を満たしている法人その他の団体とする。

- (1) 令和5～7年度愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録済み又はプロポーザルの契約締結時まで登録が予定されている事業者であること。なお、本社、支社等の別は問わない。

(※契約締結時まで手続きが完了していない場合は失格となる。)

- 申請手続きを行っていない場合は、早急に手続きを行うこと。
- 申請後、提出書類等に不備がある場合には書類の追加提出等で時間を要するので注意すること。
- 県ホームページで申請方法を案内しているので、参照すること。

【物品・役務等】 令和5～7年度競争入札参加資格審査申請（変更手続きを含む）について」(<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/40001.html>)

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 企画提案書の受付開始の日から提出期限の日までの間、愛媛県知事が行う入札参加停止措置の期間中にないこと。
- (4) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく

く民事再生手続き開始の申し立て及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(5) 以下に該当する者が役員の企業・団体でないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられている者

(6) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）であると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(7) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。

(8) 民間企業、NPO 法人、その他の法人（公益法人等）又は法人以外の団体等であつて、現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。

4 スケジュール（予定）

本募集等に係るスケジュールは次のとおり。

なお、下記スケジュールを変更する場合には、参加希望者に対して連絡を行う。

内容	日付	対応様式
企画提案募集開始	6 月 27 日（金）	—
参加希望書及び質問書 提出期限 （電子契約同意書兼メールアドレス確認書も含む）	7 月 11 日（金）	様式 1, 2, 5 （様式第 1 号）
企画提案書提出期限	7 月 28 日（月）	様式 4
審査（書面）	8 月 1 日（金）	—
審査結果通知（書面）	8 月 4 日（月）	—

5 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和 7 年 6 月 27 日（金）から令和 7 年 7 月 11 日（金）までの執務時間中（祝日を除く月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

(2) 配布方法

愛媛県のホームページからのダウンロードによるほか、下記の「13 問い合わせ先・提出先」で配布する。

6 質問の受付

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和7年6月27日（金）から令和7年7月11日（金）

(2) 受付方法

電子メールにより、下記の「13 問い合わせ先・提出先」宛てに質問書（様式5）を提出。（電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。）

(3) 回答方法

質問書に記載された担当者連絡先に対し、電子メールにより随時回答を送付する。質問及び回答内容は、参加希望書の提出があった全ての者に対し、参加希望書に記載された連絡先に電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

7 参加希望者等の確認

(1) 提出物及び提出部数

- ア 参加希望書（様式1）・・・・・・・・・・ 1部
- イ 業務実績書（様式2）・・・・・・・・・・ 1部

(2) 提出期間

令和7年6月27日（金）から令和7年7月11日（金）までの執務時間中（祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 提出方法

電子メール、持参又は郵送により、下記の「13 問い合わせ先・提出先」へ提出。なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

(4) その他

参加希望書を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式3）を提出すること。

8 企画提案の参加手続

プロポーザル参加者は、次により企画提案をするものとする。

(1) 提出物及び提出部数

- ア 企画提案書送付文（様式4）・・・・・・・・ 1部
- イ 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・ 5部

- ・ A4判、横書き、長辺とじ、20頁以内を目安とし、ページ番号を付すこと。
- ・ 着色可。提案のイメージが理解しやすいように、イラスト、絵、写真等を使用しても構わない。
- ・ 本業務の具体的な実施内容について、仕様書に基づき、下表の提案依頼事項等を盛り込むこと。

ウ 見積書（様式任意）・・・・・・・・・・ 1部

・提案に必要な一切の経費を含めること。

(2) 提出期間

令和7年6月27日（金）から令和7年7月28日（月）までの執務時間中（祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 提出方法

持参又は郵送により、下記の「13 問い合わせ先・提出先」へ提出。

なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

(4) 留意事項

ア 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合がある。

イ 提出された企画提案書は、返却しない。

ウ 企画提案書の提出は、参加者1者につき1回のみとし、複数の提案をすることはできない。

9 選定方法

(1) 企画提案書等を提出した者（以下「提案者」という。）の中から委託先候補者を選定するため、委託先候補者選定のための審査会を設置し、提出された企画提案書等により書面審査を行う（プレゼンテーションは実施しない）。

(2) 提案された企画提案書等は、別紙「評価基準」に基づき、総合的に評価する。

(3) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。

ア 上限額を超える金額での企画提案書の提出があったとき。

イ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。

ウ その他、企画提案者を委託先とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき。

(4) 企画提案者が1者の場合であっても企画提案等の評価を行い、委託業者としての可否を審査する。

10 審査結果

審査の結果については、すべての提案者に書面で通知する。

なお、審査結果に関する質問は、一切受け付けない。

11 契約の方法

(1) 委託契約にあたっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。なお、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

(2) 別添「家庭系食品ロス削減対策事業委託業務仕様書」は、最優秀提案者の企画提案内容によっては、県と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務内容の追加、又は修正する場合がある。

- (3) 契約保証金は、愛媛県会計規則第 152 条の規定により、契約金額に契約保証金の率（10 分の 1 以上）を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第 154 条の規定に該当する場合は免除する。
- (4) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議等を行なった上で、契約を締結することとする。
- (5) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムをした契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。契約締結候補者となった場合に電子契約を希望する場合は、参加希望書の提出期限までに電子メール（junkan-shakai@pref.ehime.lg.jp）にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。

12 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがある。
- (3) 提出された書類は、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号）に基づく情報公開の対象となる。

13 問い合わせ先・提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課 計画推進グループ

TEL：089-912-2356 FAX：089-912-2354

Eメール：junkan-shakai@pref.ehime.lg.jp

※持参の場合は、事前にご連絡いただきますようお願いいたします。

※電子メール及び郵送の場合は、受領確認のため、必ず電話連絡を行ってください。

※電子メールの場合は、件名を「家庭系食品ロス削減対策事業委託業務企画提案公募について」としてください。

※各様式の提出に当たり、押印省略による提出を希望する場合の別途指定する宛先については、事前にお問い合わせください。